

八街市地域包括支援センター運営協議会等委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八街市地域包括支援センター運営協議会設置要綱に基づく運営協議会、八街市介護保険地域密着型サービス運営協議会設置要綱に基づく運営協議会、八街市認知症初期集中支援チーム検討委員会実施要領に基づく検討委員会（以上をまとめて「運営協議会等」という。）の委員の委嘱にあたり、八街市審議会等の委員の公募に関する規則に定めるもののほか、当該委員の応募資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(応募資格)

第2条 応募資格を有する者は、委嘱しようとする委員の任期の始まる日において、次の各号のいずれにも該当することが見込まれる者とする。

（1）本市に居住し住民登録があり、医療保険に加入（被扶養者を含む）している40歳以上の者。ただし、住所地特例により本市以外の介護保険被保険者となっている者を除く。

（2）運営協議会等に出席できる見込みのある者

(公募委員の数)

第3条 公募委員の数は、2人とする。

(応募の方法)

第4条 応募者は、市長が定めるテーマの小論文（800字程度）に、次の各号に掲げる事項を書き添えて高齢者福祉課に提出するものとする。

（1）住所、氏名、生年月日、連絡先

（2）応募動機

(選考の方法)

第5条 公募委員を選考するため、八街市地域包括支援センター運営協議会等公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（1）選考委員会は、各部の長及び教育次長ならびに高齢者福祉課長を構成員とする。

（2）選考委員会に委員長を置くものとし、委員長は、市民部長をもって充てる。

（3）選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

（4）選考は、別紙の選考基準によって選考する。

（5）応募者の数が公募委員の数を超えないとき等、委員長が必要と判断しないときは、選考委員会を開催せず、応募者を公募委員とするものとする。

（6）選考結果は、応募者全員に通知するものとし、応募書類は返却しない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年12月11日から施行する。

別紙 選考基準

選考委員等は、公募委員の選考にあたって、提出された応募書類により次の審査項目ごとの審査配点基準に従って審査し、公募委員を選考する。

1. 事務局審査

応募資格を満たしていること。

2. 選考委員審査

(1) 審査項目

- | | |
|---|-------------|
| ①委員としての意欲 | (応募の動機から審査) |
| ②問題意識の高さ 本市の現状を把握し問題意識をもっているか (小論文から審査) | |
| ③提案力 現状を踏まえた建設的な意見となっているか | (小論文から審査) |

(2) 審査配点基準

- 5点 非常に高い、優れている
4点 高い、優れている
3点 普通
2点 低い、やや劣る
1点 劣る

(3) 審査

審査項目ごとに、審査配点基準に基づいて選考委員が評価し、合計評価点が高い順に公募委員の数まで選考する。

なお、65歳以上の応募者と65歳未満の応募者があった場合は、65歳以上の委員と65歳未満の委員をそれぞれ選考できるよう、65歳以上と65歳未満で区分し、それぞれ合計評価点が高い者を選考する。

同じ年齢区分で合計評価点が同じ応募者については、抽選により選考する。